

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの  
補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。



## 目次

- 背景及び当 ASU の主要規定
- 発効日及び移行措置

# FASB がプレミアム付きで購入された特定のコーラブル負債証券に係る償却期間を改訂する。

アシュリー・カーペンター (Ashley Carpenter) 及びエルミール・ベルベリ (Ermir Berberi) ( Deloitte & Touche LLP)

2017年3月30日、FASB は ASU2017-08<sup>1</sup>を発行した。これは、プレミアム付きで保有される特定の購入されたコーラブル負債証券 (purchased callable debt securities) に係る償却期間を、最も早期のコール日までの期間に短縮すべく、改訂するものである。

## 背景及び当 ASU の主要規定

ASC310-20<sup>2</sup>における現行ガイダンスでは、事業体は一般的に、当該商品の契約期間にわたり(満期日まで)、イールドの調整として、コーラブル負債証券に係るプレミアムを償却している<sup>3</sup>。したがって、事業体は、元本の早期償還を考慮せず、未償却プレミアムがもしあれば、プレミアム付きで保有される購入されたコーラブル負債証券に係る債務者によるコールの行使時に、純損益における損失として記帳される。

<sup>1</sup> FASB Accounting Standards Update No. 2017-08, *Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities*.

<sup>2</sup> FASB Accounting Standards Codification Subtopic 310-20, *Receivables: Nonrefundable Fees and Other Costs*

<sup>3</sup> 現行会計原則では、プレミアム付きで保有される購入された個々のコーラブル負債証券を保有する事業体は、そのプレミアムを最も早期のコール日まで償却していない可能性がある。これは、借手がコール日において当該証券を再購入することを、保有者が確信している場合にも該当する。ASC310-20-35-26では、将来の早期支払いの見積もりを考慮するに当たり、利息法を適用している事業体は、少額の負債証券を多数保有していなければならない。その規定を充足する場合には、事業体は、利息法の適用に当たり、将来の早期支払いの見積もりを含めることを選択することが可能である。

当 ASU では、事業体は、特定の購入されたコーラブル負債証券に係るプレミアムを、最も早期のコール日まで償却しなければならない。したがって、プレミアム付きで保有される購入されたコーラブル負債証券の債務者によるコール行使時には、損失の認識はされないことになる。当 ASU は、ディスカウント付きで保有される負債証券に関する会計処理の変更を要求していない。ディスカウントは、当該商品の契約期間にわたり(満期まで)、イールドの調整として償却が継続される。



#### 編集者注

構成員は、現行ガイダンスでは、(1)プレミアムの償却が、基礎となる取引の経済的実態を反映していない、及び(2)米国における証券のプライシングに係るモデルは、コールに係る考慮を含んでいる、ことに言及した。加えて、投資家は一般的に、証券がプレミアム付きで取引される場合には、コール日までに関わり、証券をプライシングしている。

FASB は、当 ASU において、当改訂は、「プレミアム及びディスカウントの償却期間を、基礎となる証券に係る市場プライシングに組み込まれる期待により密接に整合させる」、また、財務諸表利用者は、「償却期間に対する改訂は、……より多くの意思決定に有用な情報を提供するであろう」と言及した、と述べている。

当 ASU により改訂される ASC310-20 項は、ASC310-20-35-33 のみであり、次のように述べている(改訂後)。

個々のコーラブル負債証券の償却原価基礎が、最も早期のコール日時時点で、発行者により返済可能となる金額を超過する限りにおいて、当該超過額(すなわち、プレミアム)は、最も早期のコール日まで償却されなければならない。但し、310-20-35-26 項におけるガイダンスが、見積もり早期返済を考慮するために適用される場合を除く。最も早期のコール日後は、当該コール・オプションが行使されない場合には、事業体は、実効イールドを、負債証券の支払条件を使用してリセットしなければならない。この項の範囲内である証券は、固定価格で、かつ事前設定日時時点でコーラブルとなる、明示的で、無条件のコール特性を有するものである。



#### 編集者注

改訂後のガイダンスは、(1)ASC310-20-35-26 項を、購入されたコーラブル負債証券に適用し、かつ(2)利息法により、事前支払いを見積もる、事業体には影響を与えない。これは、当 ASU が、ASC310-20-35-26 項による事前支払いを見積もることを選択する事業体の能力に影響を与えないためである。

さらに、当 ASU は、以下の項目には適用されない。

- 負債証券の定義を充足しない、貸付金及びその他の金融債権<sup>4</sup>。
- ディスカウント付きで保有される購入された負債証券。
- コール日又はコール価格が事前に既知ではない、プレミアム付きで保有される購入された負債証券(事前支払い日が表示されていない事前支払い特性を有する負債証券(すなわち、即時に事前支払い可能となる商品)を含む)。結果として、プレミアム付きで保有される、以下の購入された負債証券は、当 ASU の範囲内ではない。
  - 公正価値でコーラブルな負債証券。
  - 将来利息支払いの現在価値を基礎とする、補填(make-whole)条項を含む金額でコーラブルな負債証券。
  - 資産により担保される(asset-backed)負債証券。これには、当該負債証券それ自身を事前支払いする発行者による意思決定ではなく、早期返済が、証券化の基礎となる資産の事前支払いを基礎としているモーゲージ・バックト(mortgage-backed)証券が含まれる。

<sup>4</sup> 当ASUIは、ASC310-20-20における負債証券の定義を改訂しない。

- ・ 条件付きでコーラブルとなる、プレミアム付きで保有される購入された負債証券<sup>5</sup>。

当 ASU の範囲内である、プレミアム付きで保有される購入されたコーラブル負債証券に関しては、全ての購入プレミアムは、最も早期のコール日までに償却されなければならない。これは、それらが創出された方法にかかわらず(例:コーラブル証券の償却原価基礎を、額面額を超えて増加させる、繰延取得コスト及び累積的公正価値ヘッジ調整<sup>6</sup>)。当 ASU の BC11 項で言及されているように、「[FASB]は、創出された方法にかかわらず、当該償却期間は、全てのプレミアムに適用されなければならないことを決定した」。

事業体が、負債証券の額面額を超過するコール価格に対するプレミアムを償却し(例えば、負債証券が、最も早期のコール日において、額面額に対してプレミアム付きでコーラブルであることにより)、負債証券が、最も早いコール日付けでコールされない場合は、当該負債証券の支払い条件を使用して、イールドをリセットする。当該証券が、追加的な将来のコール日を含む場合には、償却原価基礎が次のコール日に発行者により返済可能となる金額を超過するか否かを、検討する。償却原価基礎が返済可能金額を超過すると判定される場合、次のコール日までに当該超過額を償却する。

### 発効日及び移行措置

当 ASU は、公開ビジネス事業体に関しては、2018 年 12 月 15 日より後に開始する財務年度、及びそれらの財務年度内の期中期間から発効する。その他の全ての事業体に関しては、当 ASU は、2019 年 12 月 15 日より後に開始する財務年度、及び 2020 年 12 月 15 日より後に開始する財務年度内の期中期間から発効する。早期適用は、期中期間における適用を含め、全ての事業体に関して認められる。事業体が、期中期間において当 ASU を早期適用する場合、全ての調整は、その期中期間を含む財務年度の期首時点で反映されなければならない。

当 ASU 適用に当たり、事業体は、適用期間の期首時点で、未処分利益に対して認識された累積的影響調整を有する、修正遡及アプローチを使用しなければならない。事業体はまた、適用期間において、会計原則の変更に関する開示を提供することが要求される。

<sup>5</sup> 当 ASU の BC10 項は次のように述べている。「条件付きコール特性を有する商品に関しては、当該条件が解除され、当該証券が、固定価格かつ現日付でコーラブルとなれば、当[ASU]の範囲内である」。

<sup>6</sup> 当 ASU の BC12 項で述べられているように、事業体は、ヘッジ関係が中止された後のみ、公正価値ヘッジ調整に係る当 ASU のガイダンスを適用しなければならない



## 登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください ([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための *Dbriefs*

*Dbriefs* へぜひご参加ください。*Dbriefs* はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

*Dbriefs* は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせを受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、*Dbriefs* にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、**US GAAP Plus** にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification™* のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツ グループは日本におけるデロイト・トウシュ・トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト・トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュ・トーマツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または "Deloitte Global") はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of

**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.